消費税転嫁拒否行為に対する対応実績（平成 28 年 3 月まで）

公正取引委員会
中小企業庁

平成 28 年 3 月までの公正取引委員会及び中小企業庁における消費税転嫁拒否行為に対する対応状況は下表のとおりである。

表１：消費税転嫁拒否行為に対する対応状況（注１）

調査着手	立入検査	指導（注２）	勧告（注３）	措置請求
7,870 件	3,612 件	2,628 件 ≪117 件※≫	32 件 ≪７件≫	５件

（注１） 公正取引委員会及び中小企業庁の合算。また，平成 28 年 3 月までの累計（平成 25 年 10 月～平成 28 年 3 月）。≪ ≫内の件数は，大規模小売事業者に対する指導又は勧告の件数で内数である。
（注２） 消費税転嫁拒否行為を行っていると回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。
（注３） 勧告は，公正取引委員会のみが行う。
※ 件数を修正しました（１１５件→１１７件、令和３年９月２４日）。

表２：勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注４）

業種	指導	勧告	合計
建設業	281 件	２件	283件
製造業	706件	１件	707件
情報通信業	308件	２件	310件
運輸業(道路貨物運送業等)	196件	０件	196件
卸売業	200件	１件	201件
小売業	235件	７件	242件
不動産業	85件	６件	91件
技術サービス業（広告・建築設計業等）	182 件	０件	182件
事業サービス業(ビルメンテナンス業・警備業等)	51 件	０件	51件
その他（注５）	384件	13 件	397件
合 計	2,628 件	32 件	2,660 件

（注４） 複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は，当該事業者の主な業種を１件として計上している。
（注５） 「その他」は，医療福祉，自動車整備業・機械等修理業等である。

表３：勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	90件	３件	93件
買いたたき（注６）	2,271件	32 件	2,303件
役務利用・利益提供の要請	72件	０件	72件
本体価格での交渉の拒否	252件	０件	252件
合 計（注７）	2,685 件	35 件	2,720 件

（注６） 買いたたきの勧告及び指導件数には，平成 26 年３月 31 日以前に減額行為があり，同年４月１日以降に違反のおそれがあるものを含む。
（注７） 事業者の中には，複数の行為を行っている場合があり，表１及び表２に記載の件数とは一致しない。